

山村振興基本方針書

| | |
|-------|-------|
| 都道府県名 | 和歌山県 |
| 作成年度 | 令和7年度 |

I 地域の概況

(1) 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は全 30 市町村のうち 17 市町村（65 地域）となっている。
- 振興山村は、3 町村が全域を、14 市町が一部地域の指定を受けている。振興山村の面積は 296,535ha となり、県土の 62.8% を占めている。
- 振興山村指定地域（17 市町村 65 地域）の約 9 割が狭谷型となっており、森林と渓谷を基調とした、優れた自然景観・温泉・各河川の豊富な水資源を有している。

※振興山村：山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号、議員立法）に基づき、要件（1960 年世界農林業センサスにおいて、林野率 0.75 以上、人口密度 1.16 人／町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと）を満たしている山村（昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域単位）から都道府県知事の申請により、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）が指定）

本県の振興山村の概要

| 区 分 | 全 県 (A) | 振興山村 (B) | 比率 (B/A) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 市町村数 | 30 | 17 | 57% |
| 面 積 | 4,725 km ² | 2,965 km ² | 63% |
| 人 口 | 922,584 人 | 43,725 人 | 5% |
| 若年者比率(15～29 歳) | 111,663 人 | 3,591 人 | 3% |
| 高齢者比率(65 歳以上) | 305,500 人 | 20,030 人 | 7% |

(注)・市町村数は、令和 7 年 4 月 1 日現在。全県面積は、令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。全県人口は、令和 2 年国勢調査。振興山村面積は平成 27 年農林業センサス。振興山村人口は令和 2 年国勢調査から推計。

本県の振興山村の指定状況

| 現市町村名 | 指定地域名（旧市町村名） |
|-------|---|
| 田辺市 | 田辺市（秋津川村、長野村）、龍神村（龍神村、上山路村、中山路村、下山路村）、中辺路町（栗栖川村、二川村、近野村）、大塔村（鮎川村、富里村、三川村）、本宮町（請川村、四村、三里村） |
| 新宮市 | 新宮市（高田村）、熊野川町（敷屋村、九重村、玉置口村、三津ノ村、小口村） |
| 紀の川市 | 粉河町（鞆刈村）、桃山町（細野村） |
| 紀美野町 | 野上町（志賀野村）、美里町（真国村、細野村、国吉村、長谷毛原村） |
| かつらぎ町 | 花園村 |
| 高野町 | 高野町、富貴村 |
| 有田川町 | 金屋町（石垣村、岩倉村）、清水町（八幡村、安締村、五村、岩倉村） |
| 印南町 | 真妻村 |
| みなへ町 | 南部川村（清川村、高城村） |
| 日高川町 | 川辺町（早蘇村、丹生村）、中津村（船着村、川中村）、美山村（川上村、寒川村） |
| 白浜町 | 白浜町（東富田村、北富田村）、日置川町（三舞村、川添村） |
| 上富田町 | 生馬村 |
| すさみ町 | 周参見町、大都河村、佐本村、三舞村 |
| 那智勝浦町 | 色川村、太田村 |
| 古座川町 | 高池町、明神村、三尾川村、七川村、小川村 |
| 北山村 | 北山村 |
| 串本町 | 串本町（和深村）、古座町（田原村） |

(2) 自然的条件

ア 地理、地勢

- ・ 和歌山県は、紀伊半島南西部に位置し、古くから「木の国」と云われ、大部分が紀伊山系を中心とする山地帯で、平地は少なく紀の川流域の和歌山平野と有田川・日高川下流に小さな平野があるだけとなっている。
- ・ 和泉、長峰、白馬、果無等の諸山脈が見られ、龍神岳や護摩壇山、鉾尖岳、高野三山など親しまれた山々も多く、標高は1,000メートル前後で、起伏が多く地形が複雑で傾斜の急な山が多い。
- ・ 河川は、これらの山々を源流とする紀の川、有田川、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川の7河川が県土を横断して太平洋に注いでいる。
- ・ 県土の76%（36万ha）が森林に覆われ、温暖多雨な気候条件のもとで、全国でも有数の森林資源量を誇っている。

イ 気候

- ・ 本県の気象概況は、紀北と紀南で差がある。紀北地方は瀬戸内気候に属し、年間降水量は和歌山が1,414mmで降水量が比較的少なく、晴天日数や日射量が多いことが特徴である。紀南地方は温暖多雨な南海気候に属し、年間降水

量は潮岬が2,654mmとなり紀北地方と紀南地方では約1.8倍の雨量差がある。

(3) 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

- 振興山村の人口は、令和2年現在43,725人で、県全体(922,584人)の5%を占めている。
- 振興山村における人口の推移をみると、昭和45年から令和2年までの50年間で52,689人(△54.6%)減少している。
- 人口減少を年齢階層別で見ると、0～14歳の減少が最も著しく、昭和45年には24,282人あった人口が、令和2年には3,633人と約7分の1に減少している(△85.0%)。15～29歳については、15,194人から3,591人に(△76.4%)、30～44歳については、19,766人から5,071人に(△74.3%)になっており、いずれも大幅な減少となっている。45歳から65歳を見てみると、24,137人から11,325人に減少しているが(△53.1%)、44歳以下ほどの減少率ではない。
- 65歳以上の高齢者は、13,035人から20,030人(53.7%)と大幅に高齢者率(45.9%)が増加している。若年層の流出と重なり過疎化、高齢化の進行が顕著である。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

| 年度 | 振興山村 | | | | | |
|-----|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| | 総数(不詳除く) | 0～14歳 | 15～29歳 | 30～44歳 | 45～64歳 | 65歳以上 |
| H12 | 68,837 (100.0) | 8,831 (12.8) | 9,104 (13.2) | 10,193 (14.8) | 17,945 (26.1) | 22,764 (33.1) |
| H17 | 63,205 (100.0) | 7,007 (11.1) | 7,277 (11.5) | 8,914 (14.1) | 16,514 (26.1) | 23,493 (37.2) |
| H22 | 56,755 (100.0) | 5,678 (10.0) | 5,427 (9.6) | 7,521 (13.3) | 15,399 (27.1) | 22,730 (40.0) |
| H27 | 49,239 (100.0) | 4,434 (9.0) | 4,470 (9.1) | 6,283 (12.8) | 12,917 (26.2) | 21,135 (42.9) |
| R2 | 43,650 (100.0) | 3,633 (8.3) | 3,591 (8.2) | 5,071 (11.6) | 11,325 (25.9) | 20,030 (45.9) |

| 年度 | 県全体 | | | | | |
|-----|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 総数（不詳除く） | 0～14歳 | 15～29歳 | 30～44歳 | 45～64歳 | 65歳以上 |
| H12 | 1,069,912 (100.0) | 159,540 (14.9) | 185,789 (17.4) | 193,063 (18.0) | 305,139 (28.5) | 226,381 (21.2) |
| H17 | 1,035,969 (100.0) | 142,870 (13.8) | 155,195 (15.0) | 193,639 (18.7) | 294,465 (28.4) | 249,800 (24.1) |
| H22 | 1,002,198 (100.0) | 129,154 (12.9) | 135,611 (13.5) | 184,152 (18.4) | 280,095 (27.9) | 273,186 (27.3) |
| H27 | 958,930 (100.0) | 116,412 (12.1) | 125,206 (13.1) | 168,634 (17.6) | 252,439 (26.3) | 296,239 (30.9) |
| R2 | 914,564 (100.0) | 105,360 (11.5) | 111,663 (12.2) | 143,087 (15.7) | 248,954 (27.2) | 305,500 (33.4) |

出典：振興山村、県全体ともに国勢調査（振興山村はH27以降推計）

イ 産業構造の動向

- 振興山村の産業別就業人口比率は、令和2年現在の就業人口19,710人のうち第1次産業17.1%（3,373人）、第2次産業で20.4%（4,027人）、第3次産業で62.5%（12,310人）と、和歌山県平均（1次8.4%、2次22.2%、3次69.4%）と比較して、第1次産業の比率が高く、第2次・第3次産業の比率が低くなっている。
- 昭和40年から昭和45年当時、半数以上を占めていた第1次産業の就業者比率は年々低下し、第3次産業の就業者人口の比率が高まってきている。
- 振興山村の産業構造は、第3次産業にシフトしてきているが、第2次、第3次産業の雇用需要は低調であり、若年層の流出が続いている。
- 本県及び県内振興山村において各産業で就業者数が減少傾向にある中で、振興山村においては17.1%が依然第1次産業に従事しており、県平均の約2倍の割合である。

産業別就業者数の動向

(単位：人、%)

| 年度 | 振興山村 | | | | 県全体 | | | |
|-----|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | 全体 | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 | 全体 | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 |
| H12 | 28,446 (100.0) | 6,644 (23.4) | 6,976 (24.5) | 14,826 (52.1) | 495,294 (100.0) | 52,712 (10.6) | 132,006 (26.7) | 310,576 (62.7) |
| H17 | 27,333 (100.0) | 5,873 (21.5) | 5,965 (21.8) | 15,495 (56.7) | 470,390 (100.0) | 49,873 (10.6) | 110,347 (23.5) | 310,170 (65.9) |
| H22 | 23,528 (100.0) | 4,756 (20.2) | 4,740 (20.2) | 14,032 (59.6) | 437,289 (100.0) | 41,923 (9.6) | 97,816 (22.4) | 297,550 (68.0) |
| H27 | 21,852 (100.0) | 4,230 (19.4) | 4,481 (20.5) | 13,141 (60.1) | 432,781 (100.0) | 38,997 (9.0) | 96,639 (22.3) | 297,145 (68.7) |
| R2 | 19,710 (100.0) | 3,373 (17.1) | 4,027 (20.4) | 12,310 (62.5) | 414,373 (100.0) | 34,773 (8.4) | 92,015 (22.2) | 287,585 (69.4) |

出典：県全体は国勢調査、振興山村は国勢調査をもとに推計 ※分類不能の産業を除く

ウ 交通の状況

- 振興山村は内陸や山間部が多く、道路整備が遅れている地域がある。また、人口減少による輸送人員の減少に伴い、地域住民にとって重要な交通手段である路線バスなどの路線廃止や減便が増加している。

エ 通信の状況

- 携帯電話、ブロードバンド（インターネット）については、情報通信基盤の整備により、概ね県内全域で利用可能となっているが、振興山村において利用できない地域が一部存在する。

オ 財政の状況

- 振興山村を包括する市町村の財政力の、最近3カ年（令和3年度～令和5年度）平均値を市町村単位（振興山村包括市町村：17市町村）で表すと、紀の川市の0.41、白浜町の0.43、上富田町の0.48を除き、他の地域は0.4未満となっており、地方交付税の依存度が高くなっている。

II 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

本県の振興山村においては、昭和40年度から令和6年度にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策を実施してきた。

その後、農山漁村の活性化を目的とする交付金の活用等による山村振興対策の計画的な推進により、道路整備においては、平成18年から令和5年の間に改良済の割合が国道で8.8ポイント、市町村道で5.8ポイント向上するなど、産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきている。

また、平成27年度から開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も所得や雇用の増大の面で、成果を上げつつある。

| 山村振興対策事業の実績 | | | | |
|-----------------------|---------------|--------|--------------|--------|
| | | | | 単位：千円 |
| 計画選定年度 主な施策区分 | 平成17年度～平成26年度 | | 平成27年度～令和6年度 | |
| | 実績額 | 構成比 | 実績額 | 構成比 |
| 交通施策 | 28,271,636 | 33.3% | 11,160,727 | 9.2% |
| 情報通信施策 | 3,454,162 | 2.8% | 3,104,322 | 2.6% |
| 産業基盤施策 | 14,947,147 | 12.3% | 72,409,132 | 59.6% |
| 経営近代化施策 | 2,315,584 | 1.9% | 493,283 | 0.4% |
| 地域資源の活用に係る施策 | | 0.0% | 116,441 | 0.1% |
| 文教施策 | 1,998,655 | 1.6% | 3,112,531 | 2.6% |
| 社会、生活環境施策 | 16,410,809 | 13.5% | 19,920,739 | 16.4% |
| 高齢者福祉施策 | | 0.0% | 2,811,187 | 2.3% |
| 集落整備施策 | 774,142 | 0.6% | 477,036 | 0.4% |
| 国土保全施策 | 6,660,706 | 5.5% | 2,418,160 | 2.0% |
| 交流施策 | 792,684 | 0.7% | 1,527,215 | 1.3% |
| 森林・農用地等の保全施策 | | 0.0% | 2,629,909 | 2.2% |
| 担い手施策 | 536,646 | 0.4% | 140,734 | 0.1% |
| 鳥獣被害防止施策 | 5,386,488 | 4.4% | 696,290 | 0.6% |
| その他施策 | 3,443,882 | 2.8% | 428,234 | 0.4% |
| 合計 | 84,992,541 | 100.0% | 121,445,940 | 100.0% |
| 出展：山村振興対策事業の進捗状況調査より。 | | | | |

2. 山村振興の現状と今後の課題

(1) 総論

本県の振興山村においては、これまでの山村振興対策により生産基盤や集落環境の整備は進んできているものの、農林水産業の低迷や後継者不足に加えて、若年層を中心とする人口の流出と少子高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土、自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

(2) 各論

ア 交通について

生活・経済の活動基盤となる道路網の整備を見ると、本県特有の複雑かつ急峻な地形に阻まれ整備が遅れている。また、地域住民の交通手段として欠くことのできない公共交通機関については、鉄道やバス等の沿線人口の減少による利用者の減や運転手不足などにより、路線の維持が困難となっている。

また、商店の閉店等により、身近において買い物ができないといった地域が増える中、通信販売等は重要な買い物のための手段であるが、運送業界における人手不足により、山村地域の利便性を確保する上で、物流を含め交通サービスが円滑に行われる必要がある。

イ 情報通信について

山村地域は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展が求められる。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化を推進することが求められる。

また、こういったデジタル技術の活用を進めるため、活用できる人材の育成・確保を進めることが併せて課題である。

ウ 産業基盤整備について

農地については、使用されない農地を農地バンクによって集積し、新たな借り手により有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいるものが少なくない。食料・農業・農村基本法改正を受け、地域計画の策定が進んでいるが、その中で遊休農地の活用を上手く進めるとともに、各地域において地域計画に沿った取組を進める必要がある。地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等を推進する必要がある。併せて、農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を適切に発揮するため、農業用ため池や排水施設の整備を行う必要がある。

林地については、森林所有者が自ら経営管理できない森林について、森林経営管理法に基づき、市町村が経営管理権を設定することで、森林整備が進んでいる地域が見られるが、地域ごとに取組状況には差が見られることから、振興山村を含め各市町村において取組の進展を促す必要がある。

国産材利用が促進される流れを受けて、県下の山村における森林資源の利活用を促進していく必要があり、循環型林業を推進していくうえでも、林道を始めとする路網の整備を適切に進める必要がある。

エ 産業振興について

農業においては、営農者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積と分配、スマート農業の導入等による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組や投資が必要となっている。また、新規就農者の定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。

林業においては、長年続く立木価格の低迷等により自力での経営管理が困難な森林所有者が増えており、先人により育成された豊富な森林資源を持続的に活用していくうえで、採算性の向上や林業従事者の確保・育成が課題である。

第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。高速道路の延伸等を受けて宿泊客の減少が見られる観光を主産業とする地域等においては、従来から当地が有する価値や魅力とともに当地に滞在する良さについて効果的な発信を図るとともに、新たな観光資源発掘や創出を図る必要がある。

この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの生産と供給についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。

昨今、野生鳥獣による被害が深刻化していることから、ハンターによる狩猟や捕獲を後押しする必要がある。その一環として、獲物のジビエとしての活用を産業振興の面から促すことも重要である。

オ 防災について

地理的条件や近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向であり、平成23年紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した教訓や、南海トラフ地震が今後発生することが予想されることから、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。山村地域での災害復旧は困難度が高く、一般地域に比べ時間が掛かることから、国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靱化に資する取組の充実が求められる。

カ 医療について

従来から無医地区における診療所の設置等が課題となっており、令和4年10月末時点で、山村過疎地域を中心に無医地区が2市5町で12地区、準無医地区が1市3町で23地区所在し、依然として医療の確保が困難な地区が存在している。

令和6年から医療従事者についても時間外労働時間の上限規制が適用されるなど、山村地域においては、診療所があっても、多様な診療科の診療を受けられるように医師を配置することが難しくなっている実態への対応が必要である。

また、こういった状況と相まって、緊急時には近隣の高度医療の提供が可能な病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに医療機関への短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

キ 社会福祉について

本県においては、ほとんどの市町村で高齢化率が30%を超えており、一人暮らしの高齢者や要介護高齢者が増える中、生活支援、介護、医療のニーズが増大している。

高齢化に伴い、介護給付等対象サービスや老人福祉法に基づく福祉サービスの利用ニーズは増えているものの、特に内陸の中山間地域では、各サービスの提供体制の維持が困難な地域がある。

障害福祉においても、人手不足の問題があり、障害福祉サービスや相談支援事業の提供や運営が困難となっている地域がある。

また、人口流出を食い止め、移住や定住を促進するためには、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図ることが重要である。

ク 文化や教育について

山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。

少子化や人口の流出に伴い、こどもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。また併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

高校あるいは中学校への進学に伴い、居住する山村外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要する、交通手段の確保が難しいといった事情があり、こどもやその家族の負担を軽減するような対策が必要である。

ケ 社会・生活環境について

振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことが出来る環境を維持

することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、昨今、農産物被害ばかりでなく住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止等が課題である。

また、空き家の活用を含めた住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、快適な生活に欠かせない環境の創出や、買物をしやすい環境や高齢者の見守りなどを行う地域の共同活動の維持・創出が課題である。

コ 移住・交流について

山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るためには、UターンやIターンなどの移住を促進するとともに、地域と多様な形で関わりたいと考える二地域居住をはじめとした関係人口の創出・拡大が重要である。このため、山村地域に関心を持ってもらうための情報発信等の取組や移住等の促進に資する生活環境の整備、関係人口の創出や二地域居住を促す地域との交流・体験機会の提供等の促進を図る必要がある。

サ 担い手について

人口減少に伴い就業者を十分に確保できていないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの衰退や撤退等により、住民生活に影響が出始めている地域があり、更なる人口流出に繋がること懸念されことから、就業者の確保、就業機会の創出が課題である。

山村における深刻な人口減少の中で、住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、これらの担い手を確保する必要がある。域内で働ける人材の活用や、他地域からの移住等による獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

シ 自然環境の保全及び再生について

振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかしながら、里地里山の景観を損なう無秩序な開発や、自然の回復能力を上回る崩壊、森林伐採跡地の再造林等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の保全及び再生を図る取組が重要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1. 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は和歌山県でも重要な課題となっている。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は益々重要なものとなってきている。

しかしながら、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。

山村地域が有する役割、当面している課題等を考慮し、山村地域をみんなで支え合うという視点に立って、それぞれの立地条件を活かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次の5つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

- 個性豊かで便利なふるさとづくり
- 地域の特性や魅力を活かした地域産業づくりと振興
- 豊かなくらしの環境づくり
- 移住、特定居住及び都市と農山漁村の多様な交流の促進
- 公益的機能の維持・増進

2. 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における道路は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活基盤として重要な役割を果たしている。このため、道路網の整備に当たっては、今後の集落の動向等を踏まえて計画的に整備を行うとともに、山村から救急医療機関等にアクセスしやすい「命のみち」の整備が成されるよう、国道・県道から市町村道に至るまで、地域の実情を勘案しながら道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスを確保するため、乗合タクシーやライドシェア、自動運転技術等の導入により、交通空白の解消を促す。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路網の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 地域の関係者の連携・協働による持続可能な公共交通サービスの構築の促進

- ・ 鉄道、バスの維持やライドシェアの導入等生活交通の確保への支援

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

これまでの情報通信基盤の整備により、概ね県内全域で利用可能となっているが、一部存在する携帯電話等が利用できない地域については、市町村や地域住民の需要に基づき民間通信事業者等に整備を促していく。また、山間部の多い本県で、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用を促すとともに、実現に向けて必要となる人材の育成・確保に取り組んでいく。

主な施策

- ・ 需要に応じた情報通信基盤の整備促進
- ・ デジタル社会を担う人づくり
- ・ 振興山村の自立的かつ持続的発展に資する先端的な情報通信技術の導入促進

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

山村の基幹産業である農林水産業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の機能が発揮されることから、農林水産業の振興を図るため、基盤整備を進める。農業については、山村の条件不利性の補正に向け、農地や農業水利施設の整備を推進するとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。

また、農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能、更に水路、排水機場等排水施設の果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に発揮・活用されるよう、農業用ため池や排水施設の計画的な整備並びに適切な保全管理等を推進するとともに、流域治水の取組として農業用ダムの事前放流等に取り組む。

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、林道等の生産基盤が不可欠であるため、適切な路網整備を促進する。

主な施策

- ・ ほ場整備、治山治水をはじめとする防災施設整備、農道等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 集落等を単位にした農用地を維持管理するための協定締結の促進
- ・ 地域住民による農業水利施設の維持管理の推進
- ・ 林業施策の集中に向けた森林ゾーニング
- ・ 和歌山県林道整備計画に基づく林道整備や高性能林業機械導入などによる林業生産基盤の整備
- ・ 効率的な森林管理や森林クレジットの取得促進のための航空レーザー解析による高

精度な森林資源情報の整備

- ・ 造林・育林費の縮減を図るための作業効率化の推進
- ・ 計画的な森林整備の推進、森林病虫獣害対策等の森林の保全管理
- ・ 漁業の生産性向上のため、漁場の造成などの生産基盤整備

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業における従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷、燃油や資材価格の高止まりから、農林水産業の収益性が低下しており、農林水産業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細かな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。併せて、地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性の向上、新規就業の促進等を含めた担い手の確保・育成を促すとともに、地域特産物の開発や6次産業化を推進する。

また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、山村ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

農林水産業以外の山村の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携を図る。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ICT 機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が作成する防止計画の遂行を支援する。また、併せて、県内産ジビエの需要拡大に向けた加工施設の導入や認知拡大のための普及を図る。

木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進に当たっては、山村の多面的機能が損なわれないよう、自然環境に配慮するものとする。

森林の整備及び保全の推進に当たっては、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、森林病害虫の駆除や里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。また、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進

- 森林施業の集約化の推進
- 紀州材の加工・販売体制の強化及び利用拡大の促進
- 地域の特性を生かした特産物の開発、販路拡大
- 地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- スタートアップ企業への支援
- 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- 地域の特性を生かした観光業の振興促進
- 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- 鳥獣の生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策
- 捕獲従事者や技術指導者の育成
- 有害鳥獣の捕獲や防護柵等の設置による農林業被害の防止・軽減

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

振興山村は、斜面の崩壊や浸食による土砂災害や山地災害が発生しやすい一方、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、その有する多面にわたる機能の発揮を図るため、間伐及び主伐後の再造林や、その実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良及び、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減等を図る国土保全施設の整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、水害、風害等の各種災害を防除・軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

主な施策

- 国土の保全や水源の涵養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、砂防、治水、海岸保全等の推進
- ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- 緊急輸送道路の防災・減災対策
- 水道施設及び污水处理施設の整備
- 避難施設、備蓄倉庫、人工衛星を利用した通信設備等の整備
- 防災マップづくり、避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等を促進する。

無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- へき地医療対策の一環として、医師の派遣やへき地医療拠点病院の運営を支援
- 患者輸送体制の充実を図る患者輸送車などの整備やドクターヘリの安定的な運航
- 県内地域医療に係る連携体制の構築を推進
- 医療機関へのアクセスに係る道路の整備

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立して暮らしつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進するとともに、それらのサービスを受けるために必要な住民負担の軽減を図る。

人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、児童福祉施設の整備等を推進する。

障害者の福祉の向上に向け、障害福祉サービス、相談支援、障害児童通所支援等の確保及び充実を図るため、従事する者の確保、事業所の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実等を図る。

主な施策

- 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- 介護人材育成や介護施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- 生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所、障害福祉サービスを提供する施設に係る整備等の促進
- こどもの居場所として中・高校生世代に対応した児童館の機能強化の促進
- 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- 安心して子どもを産み育てられる保育サービスの充実

- ・ 障害福祉に係る相談支援や障害児童通所支援を行う人材確保の促進

(8) 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、豊かな自然環境が保護され、先人から受け継いだ有形・無形の歴史的・文化的資産が多く残されている。中でも、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、日本の精神文化を象徴する文化遺産であり、人類にとってかけがえのない貴重な遺産であることから、適切に保存し後世に継承していかなければならない。

また、都市部に比べ、より児童の減少が進み、小規模校の増加や小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

この状況を踏まえ、地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用に資する担い手の育成を図る。

また、山村におけるより一層の教育環境の充実を図るため、公立小中学校のICT技術を活用した教育環境の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や中学校や高校への通学のための交通手段の確保を図る。

山村内外に居住することもに対する山村の豊かな自然環境を活かした山村留学等の山村の特性を活かした教育や保育の機会や体験活動の場の提供について、農泊施設の運営等の関連施策と併せて実施することで更なる充実化を図る。

主な施策

- ・ 史跡等、遺跡、民俗文化財や祭り等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用
- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎、体育・スポーツ施設等整備
- ・ スクールバス等購入や遠距離通学に対する支援
- ・ 学校や民間団体等による体験活動の提供に係る取組に対する支援

(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的、効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。併せて、集落を単独で維持することが困難な場合においては、集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づき、地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

主な施策

- 水道施設、汚水処理施設、廃棄物処理施設の整備促進
- 集落と医療施設等の主要な公益的施設とを連絡する道路の整備
- 集落間を繋ぐ道の維持管理の促進
- 農村RMOの形成促進
- 買物困難者支援のためマイクロスーパーの設置や買物支援バスの運営を促進

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

少子高齢化による人口の自然減や、特に若者の県外流出に歯止めがかからない中、UターンやIターンなど都市部からの移住とともに、二地域居住をはじめ、地域と多様な形で関わる関係人口の創出を併せて推進していくことが地域を維持するための担い手の確保の面で不可欠である。

このため、山村への移住、定住はもとより、二地域居住等関係人口の創出に向けた取組を併せて促進し、地域の担い手を増やしていくため、移住等の促進に資する生活環境の整備、移住希望者又は地域と関わりを持ちたい方や二地域居住を希望する方の来訪及び滞在を促し、都市等と山村の交流促進を図る。

移住等の促進に資する生活環境の整備については、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組への支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。

また、移住希望者又は地域と関わりを持ちたい方や二地域居住を希望する方の来訪及び滞在を促進するため、県内振興山村の特性、魅力、移住又は二地域居住等関係人口の受入体制等について効果的に情報提供を行うとともに、大学を卒業する学生に対しIターンやUターンを促す取組を進める。

加えて都市等と山村の交流促進・県内の振興山村との交流や二地域居住等関係人口の創出を促進するため、都市部等の住民に対し、実際に振興や所得向上に取り組んでいる状況、豊かな自然や景観、振興山村の農林水産業の魅力や独自の文化等について発信を行うとともに、農泊や農林漁業体験、こども向けの農山漁村体験や山村留学の機会を提供する取組を促進する。こういった取組において、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組（森業）を支援する。

主な施策

- 大学卒業後に地方移住する学生への支援
- 移住希望者及び二地域居住希望者等関係人口に対する支援

- ・ 二地域居住の促進のために必要なインフラ整備の実施
- ・ 農村 RMO の形成促進
- ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進
- ・ 県内振興山村に関する一元的な情報発信

(1 1) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

このため、地域の中核的な担い手や経営体の育成及び地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や労働条件の改善を図ることとし、各産業における知識や技術の習得機会の充実、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。

主な施策

- ・ 農林漁業就労に関する相談員の配置
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 認定農業者や農地所有適格化法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 林業従事者の確保・育成並びに所得向上及び安全・安心な労働環境の整備
- ・ 高齢者の活動の場の確保
- ・ スタートアップ企業への支援
- ・ 農林大学校の教育カリキュラムの充実

(1 2) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

本県の振興山村は、急峻な地形や脆弱な地質による斜面の崩壊や浸食による土砂災害が発生しやすい一方、豊かな自然環境に恵まれており、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有している。その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に務めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を活かした景観形成の促進

(13) その他施策

本県の山村における活力の維持、増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

社会経済環境の変化を踏まえ、和歌山県の「めざす将来像」（『人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山』、『個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山』）を県民にわかりやすく示すとともに、その将来像の実現に向けて取り組んでいく施策の基本的方向を明らかにするため、和歌山県総合計画を策定し、各種施策の推進に取り組んでいく。また、地域防災計画、国土強靱化計画、水循環基本計画の推進を図っている。

また、本県の振興山村の多くは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域に指定されており、和歌山県過疎地域持続的発展方針（令和3年8月策定）及び同計画が策定されている。

さらに、本県の振興山村すべてが半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく半島振興対策実施地域にも指定されており、紀伊地域半島振興計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。